

食品安全委員会（第606回会合）議事概要

日 時：平成28年5月17日（火） 14：00～15：07

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道2名、行政機関3名、一般9名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 8品目

- | | |
|---------------|-------------|
| [1] EPN | [2] キンクロラック |
| [3] シクラニリプロール | [4] スピネトラム |
| [5] ブプロフェジン | [6] フルオピラム |
| [7] フルトラニル | [8] ボスカリド |

・農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 1品目 オキシテトラサイクリン

→厚生労働省及び吉田委員から説明。

農薬「EPN」、「スピネトラム」、「ボスカリド」については、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

農薬「キンクロラック」及び「フルオピラム」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「ブプロフェジン」、「フルトラニル」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められるので、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

農薬、動物用医薬品及び飼料添加物「オキシテトラサイクリン」については、農薬専門調査会に調査審議することとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、肥料・飼料等専門調査会において審議を行うかどうかを検討して決定することとなった。

農薬「シクラニリプロール」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品 1品目

前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR10・AI）

→農林水産省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「バチルス サブチルスJA-ZK株」に関する審議結果の報告と意見情報の募集について

→担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「テブフェノジド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「トリフルミゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ニテンピラム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピカルブトラゾクス」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロヒドロジャスモン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ブロマシル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「テブフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.016 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「トリフルミゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.015 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「ニテンピラムの一日摂取許容量（ADI）を0.53 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.6 mg/kg 体重と設定する。」

「ピカルブトラゾクスの一日摂取許容量（ADI）を0.023 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「プロヒドロジャスモンの一日摂取許容量（ADI）を0.14 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.2 mg/kg 体重と設定する。」

「ブロマシルの一日摂取許容量（ADI）を0.019 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬及び添加物「フルジオキシニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「一日摂取許容量（ADI）を0.33 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を2.5 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬及び動物用医薬品「エトキサゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「一日摂取許容量（ADI）を0.04 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（４）香料に関する食品健康影響評価指針について

→事務局から説明。

「香料に関する食品健康影響評価指針」について、案のとおり決定された。